改正後

鳥取県県土整備部週休2日工事実施要領

改 正 前 鳥取県県土整備部週休2日工事**試行**実施要領

者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術

1 趣旨

建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。 本要領は、県土整備部 (総合事務所県土整備局を含む。)発注の建設工事における週休2日工事の実施に必要な事項を定めたもの。

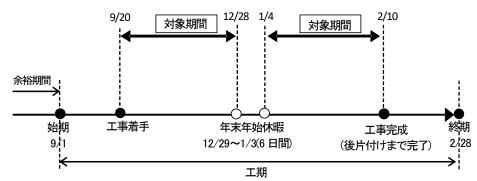
2 定義

- (1) 現場閉所:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日:対象期間内の全ての月毎に、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、4週8休(28.5%(8日/28 日))以上、確保されていることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。
- (3) 通期の週休2日:対象期間内の現場閉所率が、4週8休(28.5%(8日/28日))以上、確保されていることをいう。

3 実施方法

- (1) 県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日工事として相応しくないと判断したものは対象としない。 <u>なお、災害対応等のやむを得ない事情により、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、現場説明書に対象外とする作業と期間を明示すること。</u>
- (2) 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、「週休2日工事」である旨を現場説明書に明示すること。
- (3) 発注者は、土曜日及び日曜日、国民の祝日並びに年末年始及び夏季休暇を現場閉所日(以下「休工日」という。)とすることを前提とした標準工期算定式により工期を設定すること。
- (4) 週休2日工事の対象期間は、工事着手日から工事完成日(後片付け期間含む)までとし、余裕期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象外とする。

【例】工期が始期9/1~終期2/28の工事の場合



- (5) 受注者は、週休2日工事の対象期間において、<u>月単位の週休2日の</u>確保<u>に努める</u>こと。<u>月単位の週休2日が確保できない場合、通期の週休2日の確保に努めること。</u>なお、天候等により<u>現場閉所した場合も、現場閉所日数に含める</u>。
- (6) 受注者は、週休2日工事の対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合、必要に応じて監督員と協議を行い、当該期間を週休2日の対象外とすることができる。
- (7) 受注者は、毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めること。

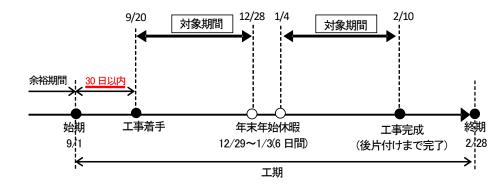
2 実施方法

- (1) 県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日工事として相応しくないと判断したものは対象としない。
- (2) 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、「週休2日工事」である旨を現場説明書に明示する。

本要領は、県土整備部が試行する週休2日工事の実施に当たり必要な事項を定めたもの。

- (3) 発注者は、土曜日及び日曜日、国民の祝日並びに年末年始及び夏季休暇を現場閉所日(以下「休工日」という。)とすることを前提とした標準工期算定式により工期を設定すること。
- (4) 週休2日工事の対象期間は、工事着手日から工事完成日(後片付け期間含む)までとし、余裕期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象外とする。

【例】工期が始期9/1~終期2/28の工事の場合



- (5) 受注者は、週休2日工事の対象期間において、「<u>週休2日相当の休工日」(4週8休以上)を</u>確保<u>する</u>こと。なお、天候等により<u>休工し、作業</u>日を振り替えた場合は休工日として認める。(1ヶ月単位でなくても、対象期間で週休2日相当の休工日を確保すればよい。)
- (6) 受注者は、工事着手までに、上記の条件を満たす工事工程表(対象期間において4週8休以上とした計画工程)を作成し、施工計画書におい て発注者に提出し、発注者と共有すること。
- (7) 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては休日又は休暇(以下「休日等」という。)を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導すること。
- (8) 受注者は、工事現場に週休2日工事であることを記載したPR看板を設置すること。
- (9) 受注者は、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難となった場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (10) 受発注者双方は、工事途中に条件変更等に伴う工期延伸を要する場合は速やかに工期延伸の協議を行い、受注者は見直し工事工程表を作成、 提出し、発注者と共有すること。

4 実施確認

受注者は、現場閉所の実績が確認できる資料(別紙「週休2日工事 休日等取得実績書(参考様式)」参照)を工期末の14日前までに提出すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料(現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、 安全教育・訓練等の記録資料等)の提出は不要とし、監督員から求められた場合に提示すること。

3 実施確認

- (1) 受注者は、2 (6) の工事工程表に基づき、別紙1を参考とし、対象期間と休工日の取得計画が確認できる休日等取得計画書(以下「計画書」 という。)を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 計画書の初回提出は、工事着手までに提出すること。それ以降の提出は、対象期間に変更が生じた場合に提出すること。
- (3) 受注者は、別紙2を参考とし、発注者に提出した計画書に基づく休工日の実績と対象期間が確認できる休日等取得実績書(以下「実績書」という。)を作成し、工期末の14日前までに提出すること。なお、発注者から実績書の提出を求められた場合は、その都度提出すること。

1 趣旨

改 正 後 改正前 4 積算方法等 5 積算方法等 発注者は、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で発注を行うこと。 発注者は、国土交通省が定める、月単位の週休2日の補正係数を、各経費に乗じた上で発注を行うこと。 現場閉所の実績が確認できる資料により、月単位の週休2日に満たない場合、通期の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額の減額変更を行 実績書により対象期間において4週8休に満たない場合、発注者は精算時に現場の閉所状況(累計休工日率)に応じて、補正分を減額変更する <u>うこと。</u> <u>こと。</u> 通期の週休2日に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除し、請負代金額の減額変更を行うこと。 <u>6</u> その他 <u>5</u> その他 週休2日工事において、**月単位の週休2日又は通期の週休2日が達成できなかったとしても、**工事成績の減点等(ペナルティ)は行わない。 週休2日工事において計画書どおりに休日等の確保が出来なかった場合、工事成績の減点等(ペナルティ)は行わない。 附 則 附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年10月10日から施行する。 この要領は、平成30年10月10日から施行する。 この要領は、令和2年5月10日から施行する。 この要領は、令和2年5月10日から施行する。 この要領は、令和3年2月10日から施行する。 この要領は、令和3年2月10日から施行する。 この要領は、令和5年1月1日から施行する。 この要領は、令和5年1月1日から施行する。 この要領は、令和6年5月10日から施行する。

